

# 生活支援サービス契約書

共英ハウス

# 生活支援サービス契約書

株式会社共英(以下「甲」という)と、\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「共英ハウス(東京都江戸川区江戸川5丁目17番7号)」(サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

## 第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

## 第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスは、基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)及び、各選択サービスからなります。生活支援サービス内容及び詳細については、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

## 第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月20日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する本条第2項の諸記録を閲覧できます。

## 第4条(サービス料金及び、サービス料金の計算方法等)

- 1 生活支援サービスのうち、基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)の料金は、月額金 20,000 円(税抜)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 生活支援サービスのうち、前項に定める基本サービスを除いた各選択サービスの料金については、各月初日より末日までの利用実績に基づき、重要事項説明書記載の料金により計算します。

## 第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

## 第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービス料金について、甲は請求書に明細を付して各利用月の前月20日までに乙に請求し、乙は、請求書の記載に従い、利用月の前月25日又は同27日

までに甲へ振込(手数料は乙負担)、又は口座自動振替の方法で支払います。

- 2 第4条第2項に定める基本サービスを除いた選択サービスの料金について、甲は当月の利用実績に基づく請求書に明細を付して利用月の翌月 20 日までに乙に請求し、乙は、請求書の記載に従い、利用月の翌月 25 日又は同 27 日までに甲へ振込(手数料は乙負担)、又は口座自動振替の方法で支払います。
- 3 乙が途中で本契約を解除した場合、本条第1項に定める基本サービス料金の支払いについては、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。ただし、本条第2項に定める基本サービスを除いた選択サービスの料金については、甲は、本契約の解除日が属する月の初日から当該解除日当日までの利用実績に基づき、乙に対し精算します。
- 4 甲は、乙から料金の現金又は、振込により支払を受けたときは、乙に領収書を発行することとし、口座振替による支払の場合には口座振替明細書を以って領収書に代えることとします。

#### 第7条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず共英ハウス(東京都江戸川区江戸川5丁目17番7号)における賃貸借契約が終了したとき及び、乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙から文書による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

#### 第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
  - ①一定の観察期間をおくこと。
  - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
  - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めて支払いを催告してもなお、期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日以上の予告期間において文書により通知することにより、本契約を解約することができます。

#### 第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 居住者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)を遵守します。

#### 第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は、必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### 第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第13条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### 第14条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

#### 第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第16条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、共英ハウス(東京都江戸川区江戸川-5丁目17番7号)の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

#### 第17条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとします。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲(事業者)

<住所> 東京都江戸川区江戸川5丁目16番51号

<氏名> 株式会社 共英

代表取締役 荒井 香名

印

乙(入居者)

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

丙(連帯保証人)

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<極度額> 500,000円

## 生活支援サービス等利用における個人情報に関する同意書

株式会社共英及びサービス従業者が業務上知り得た、私及びその家族の個人情報については、当該事業者へ提供し、次に記載するところにより、使用することに同意します。

### 記

#### 1. 目的

- ① 提供中のサービス等に関する業務上の連絡。
- ② 事業者の管理運営業務（ご利用状況等の管理・会計・経理）に必要な場合。
- ③ 生命・身体又は財産の保護のために必要な場合。

#### 2. 条件

- ① 事業者間での個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲以内で必要な内容に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払う。
- ② 事業者は個人情報を使用した会議、相手、内容等を記録しておく。
- ③ 事業者は保有した個人情報について、厳重かつ適切な管理・監督を行なう。

#### 3. 内容

- ① 氏名・住所・身体状況・家庭状況など、1に記載する目的に必要な事項。

#### 4. 契約終了後

- ① 契約終了後の個人情報に関しては、管理業務及び税務上の保管経過期間が過ぎた場合は、データ消去及びシュレッダーにより裁断し破棄する。

#### 5. 守秘義務

- ① 株式会社共英及びサービス従業者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続していく。

令和 年 月 日

事業者 事業者名 株式会社 共 英  
住 所 東京都江戸川区江戸川5丁目16番51号  
代表取締役 荒井 香名 印

契約者 氏 名 印

契約者（代理人） 氏 名 印

## 災害時対応同意書

災害(地震・火災・水害)時、下記の通り職員の指示に従います。

### 記

- ① 緊急避難場所は江戸川区立ニ之江第三小学校になります。
- ② 職員から避難指示があった場合速やかに指示に従い、避難していただきます。緊急時避難を拒まれますと、その後の対応が困難になります。
- ③ 避難所までは当施設の職員で対応致しますが、昼夜通しての対応は難しくなりますので原則ご家族様に迎えに来ていただき対応して頂きます。
- ④ 災害時最低限の食糧や水分を施設として備蓄しておりますが、数に限りがございますので各自でもある程度の準備をお願い致します。
- ⑤ 日頃から緊急時持ち出しバック等を用意し、速やかに避難出来るようご準備下さい。
- ⑥ 台風や大雨により、荒川・江戸川堤防が決壊する恐れがある場合、自主的広域避難情報が発表されたタイミングで各ご家庭での受け入れ態勢のご協力とご準備をお願い致します。

以上

年 月 日

ご入居者様 \_\_\_\_\_ 印

ご家族様 \_\_\_\_\_ 印

事業者 東京都江戸川区江戸川 5-16-51

株式会社 共英 共英ハウス

代表取締役 荒井 香名 \_\_\_\_\_ 印